

協働して取り組む災害支援
～庄原豪雨災害におけるこころのケアチーム活動の取り組み～

○河野由美子 児玉理恵 米谷恵子 清本久子 出口勝美
岡野吉晴（北部保健所） 山脇明子 土居和子 保村深雪
(庄原市) 中津完(総合精神保健福祉センター)

1 はじめに

平成22年7月16日夕方、庄原市はゲリラ的集中豪雨に襲われた。1名の尊い命が奪われ、家屋被害は60棟以上に及び、田畠や山林、道路や電気等のライフラインなどあらゆるものに被害が発生した。被災者のこころのケアについて、庄原市からの支援要請を受け、県健康対策課、総合精神保健福祉センター、北部こども家庭センター、庄原赤十字病院、庄原市、北部保健所を構成メンバーとする「こころのケアチーム」を設置し、こころの健康調査、支援を要する被災者への支援方策の検討等、継続的なこころのケア対策をチームで実施してきた。

そこで、これまでのこころのケアチームによる取組みの経過と、今後のこころのケア対策や支援活動の課題について報告する。

2 こころのケアチームの取組み

平成22年7月16日16時39分に大雨警報発令、その後、庄原市役所及び西城支所に災害対策本部が設置され、4箇所の避難所が開設された。市保健師は、2名体制の2交代制で避難所において住民の安否確認や身体面の救急対応・健康チェック等を行う中で、被災者のこころのケアの必要性を実感し、7月18日に保健所への相談及び資料提供の依頼を行った。保健所は、保健師による支援体制の調整及び災害時のこころの健康調査に関する資料提供を行った。

7月20日から開始したこころの健康調査は、避難所においては病院看護師・市保健師・保健所保健師が行い、訪問による調査及び調査で要観察となった者の継続訪問によるフォローは市保健師・保健所保健師が行う等、関係機関で協力し実施した。

8月には地域の関係者に対するこころのケア研修会、9月からはこころのケア相談を開催する等、こころのケアの課題に応じた対応策を実施した。

「広島県災害時保健活動マニュアル」で想定している災害とは異なり、小規模(局地的災害)であったため、災害発生後の早期からチームで協力し、計画的にこころのケア対策を取り組み、被災者にきめ細かな対応をすることができた。

(1) こころのケアチーム会議

こころのケアチーム会議は、被災者の実情を把握し、支援を要する被災者への支援方策の検討を行うとともに、早期の支援体制づくりを目的としている。

今回のこころのケアチームは、一般にいわれるような心の専門チームではないが、市がこころのケアの重要性を感じ、災害時支援にこころのケアの視点を取り入れて設置したチームである。

構成メンバーは、県健康対策課・総合精神保健福祉センター・北部こども家庭センター・庄原赤十字病院・庄原市・北部保健所であるが、必要に応じてメンバーを変更等している。

この会議は、平成23年3月までは、概ね月1回、以後は2か月に1回開催、こころの健康調査に使用する調査票や実施時期の検討、こころの健康調査結果から要観察者の検討、被災状況や市の活動状況などの情報共有や今後の方針決定等を行っている。

総合精神保健福祉センターの精神科医師等から、専門的な知識等の提供があり、支援者としての被災者への関わりについて学び、今後の活動の必要性等を明確にすることができた。

(2) こころの健康調査

表-1 こころの健康調査実施状況

	実施期間	活用した調査票	実施世帯数(世帯)	実施者数(人数)	要観察者数(人数)
被災直後	平成22年7月20日～8月4日	①災害直後見守り必要性のチェックリスト*1)	76	173	71
		②SQD（スクリーニング質問表）*2)			
3か月後	平成22年10月19日～平成23年1月7日	①SQD（スクリーニング質問表）*2)	36	71	34
		②IES-R（出来事体験尺度改訂版）*3)			
1年後	平成23年6月22日～7月15日	①SQD（スクリーニング質問表）*2)	12	34	19
		②IES-R（出来事体験尺度改訂版）*3)			
		③2項目追加			

表-1のよう、被災直後は、76世帯173人に実施した。調査の実施にあたっては、人間関係ができていないと話さない人がいるため、地域住民と日頃信頼関係を築いている市保健師とペアで被災直後の調査を12日間、延べ63人で実施した。また、被災者に対しては、抱えている気持ちを受けとめ、言葉かけを行い、単なる聞き取り調査で終わらないよう配慮した。しかし、プライバシーを確保できる部屋の確保が困難であったり、調査をすることで、避難生活が長期化する予感がするなど負担を感じる声もあった。

表-2 こころの健康調査 要観察者年代別状況

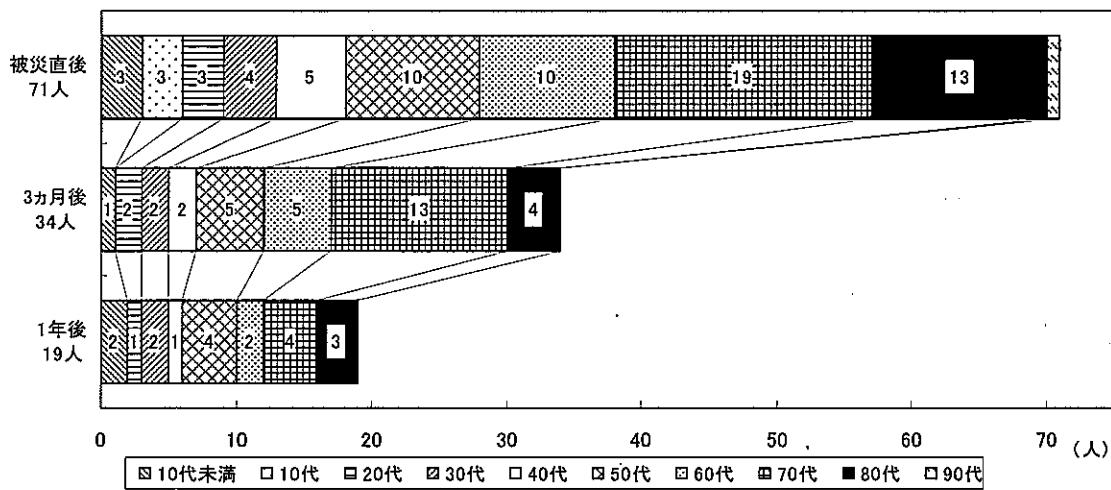


表-3 こころの健康調査 要観察者世帯の家屋状況(1年後)

	全壊	半壊	床下	一部損壊	その他	なし	計
世帯数	7	1	2	0	0	2	12
人	14	1	2	0	0	2	19

表-2のように、被災直後から比べると、比較的若い世代において、1年後も経過観察を要する者があった。1年後の要観察者の家屋状況をみると、表-3のように、家屋の被害状況が大きいほど要観察者の数も多い。

また、被災直後は、不安や不眠を訴える者が多く、面接時は訴え等特になく外見上も問題がないと思われていた人であっても、調査票の集計により PTSD やうつ状態に該当する者があった。家屋に被害がなくても生きがいだった田畠を失ったり、被害がほとんどないことで被災した近隣住民に対して負い目を感じたりする者があり、被害が軽くても心的影響がある人が少なくなかった。調査結果として、うつや PTSD の傾向がでなくともこころのケアが必要な人があり、調査結果だけでなく、被災者の思いを感じとりフォローしていった。

3か月後は、IES-R 調査で PTSD 症状を訴えている人が多かった。また、調査において外面上も特に問題なかった人が、遅れて症状が出てくる場合もあった。昼間から飲酒する人もいた。

1年後、東日本大震災の映像を見て、被災時の状況を追体験して不安になる被災者があった。また、被災時に強烈な体験をした人は、1年経過後も調査結果が高値のままであり、当初予想したよりも長期間継続を要する人が多かった。

被災者から「話してよかったです」「気持ちが楽になった」という声もあり、この活動を通して人間関係も構築できたケースもあった。

(3) その他のこころのケア活動

市の「被災者から自殺者を出したくない」という思いに沿って、共に活動に取り組むことができた。

被災者や関係職員、市及び市外の支援協力保健師を対象に開催された「こころのケア研修会」では、「時間の経過とともに、被災者への対応の仕方が変わることや長期間のケアが必要なことを改めて感じた。」「被災者の心理状況が再確認できた。」「同時に支援者自身のこころのケアも重要であると感じた。」など、受講者から意見があった。

また、これらの活動を共に行うことにより、市保健師と保健所保健師との今まで以上に良い協力関係ができた。

市全体をみても、市民や市職員にこころのケアということが認知され、市の保健師同士の連帯感・団結感がより深まり、市他部署の保健師間と連携し、介護サービス等へ繋げることができている。

さらに、市は、民生児童委員との連携を密にし、情報の共有化を図ることで、被災者のサポート体制を築いていた。

医療面における被災者対応は、地元かかりつけ医や中核病院で行われた。今後も、医師会との連携は欠かせない。

3 被災市支援の課題及び考察

(1) 保健所の支援

保健所は、被災状況を把握し、被災者及び被災市の保健ニーズの把握や関係機関との連絡調整、被災市を含むチームによるこころの健康調査等こころのケア対策を行った。

県の被災市支援開始は、被災市からの要請に基づいて判断されるが、特に災害の初期においては、被災市は避難所の設営等の業務に追われ要請までに時間がかかる。今回は、保健所から支援要請の有無について打診し、市の意向に沿ったこころのケア対策をチームで取り組むことができた。平常時から災害時の支援体制を相互に検討し、緊急時支援体制の手続きが簡略化されておく必要がある。

また、市内でも局地的な災害であったため、関係機関で構成されたチームにより早期に支援体制を確立することが可能であったが、災害規模が広範囲に及び他の保健所の応援が必要になった場合の体制についての検討が必要である。

被災市からも、いつ、どこで、どのような災害が起こるかわからない昨今であり、毎回手探りで、こころのケアチームを構成する関係機関の調整を図ることは困難であるため、平常時から有事の時に、即活動できる「こころのケアチーム」体制の確立を望む声があがっている。

早期からの的確な支援を行うためには、平常時から市の災害時の保健活動計画を把握しておくこと、あわせて、災害対応の準備が必要である。

今後は、市とともに、現状及び課題から長期的な支援の方向性を確認するとともに、成果を評価することが必要である。災害が長期化するにつれて市保健師は、日常業務と並行して災害対策活動を行うことになるため、保健師自身の心身の健康を維持する

ためにも、現状を認識し、支援について判断するチームの編成と、こころのケアチームとして活動する実働派遣チームの編成及び研修会の企画等の検討が必要である。

(2) 被災者のこころのケア

こころの健康調査実施に関しては、地域住民と信頼関係を築いている市保健師を通して支援を行った。被災者の置かれている状況を理解し、プライバシーの確保やマスコミによる二次的被害の防止が必要である。

また、調査結果から、被災者のこころのケア・相談の場が必要であること、PTSD症状などに早期に気づき対応すること、継続的な関わりをもつことが必要である。

今後は、一斉調査は行わず、個々の状況をみながら必要に応じて調査を実施しフォローしていくこととなった。

時間の経過とともに症状が現れてくる者や孤立化防止、アルコール依存症等災害前からの健康課題の悪化防止のために、日頃の保健活動をとおして把握することが必要である。また、新たな住居の確保への支援と同時に、コミュニティの再構築などの長期的な支援が必要である。

関係者に対するこころのケア研修にとどまらず、市民全体へ災害時のこころのケアに関する啓発、被災市全体を対象とした活動が必要である。

4 まとめ

今回の災害支援は、災害が局地的であったことや北部保健所の保健師が8名体制であったことなど様々な条件が重なり早期のこころのケア支援開始となった。

今後もこころのケア活動に関しては、広域的・専門的支援が求められる。災害規模が広範に及んだ場合、いつ起こるかわからない未知の災害に対し、早期に現場の支援要請に応じられる体制を平常時から整備し、災害時の保健活動に関する研修等が必要である。

また、日頃から、管内市町と何でも言い合えるコミュニケーションをつくっておくことが非常時の適切な対応に繋がる。

今回の災害支援について、今年度の「現場機能の強化」に係る局議に提出した。(参考資料3) また、見直しがされている広島県災害時保健活動マニュアルに提案していきたい。

5 参考文献

- 1) 広島県災害時保健活動マニュアル 平成21年1月
- 2) 山田秀子:新潟県中越沖地震:現地での実際 保健所の役割, 保健師ジャーナル, Vol. 64 No. 4 2008
- 3) 社団法人日本看護協会保健師職能委員会:地域における健康危機管理のあり方
- 4) 奥田博子:自然災害時における保健師の役割, J. Natl. Inst. Public Health, 57(3) 2008

平成22年7月16日夕方、庄原市は集中豪雨「ゲリラ的集中豪雨」に襲われた。

●家屋の被害状況：

●被災地域の概況：

卷之三

項目	人口 H22.6月末現在	世帯数 H22.6月末現在	高齢化率 H22.6月末現在
庄原市	40,857	16,073	37.4
旧庄原市	19,428	7,755	33.2
西城町	4,289	1,579	43.6

〔対応の経過〕

資料*由厦门市防震减灾资料平成 23 年 6 月 13 日)

卷之三

● 人的被害狀況：死亡者 1 人

西城町 4,289 1,579 43.6

災害発生後 24 時間以内	(災害発生後 72 時間)	(概ね 4 日目から 1・2 週間)	（概ね 1・2 週間から 1・2 か月） (概ね 1・2 か月以降)
被災状況	16 時 39 分に大雨警報発令 電気:停電件数 ピーク時 237 件 (7/17) → 7/21 復旧 水道:断水世帯 ピーク時 55 世帯 (7/17) → 7/17 午後復旧		
庄原市の対応	<p>避難所開設 保健師は 2 名体制 (7/24 全て閉鎖)</p> <ul style="list-style-type: none"> 心のケアの必要性を実感し、保健所への相談、資料の収集と確認 (心の健康調査票及び災害の心理的影響と職員の心構えの資料等) 心の健康調査票、配布チラシ作成 市内中核病院から心のケア活動協力意向あり 県より心のケア調査協力の打診あり 心のケア調査の実施準備 (被災者・関係者への連絡、調整) <p>身体面の救急対応・健康チェック</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県、隣接市に保健師の人的支援要請実施 避難所及び被災者 被災者のこころの健康調査実施 7/20～8/4 調査未実施者、要経過観察者のフォロー実施 <p>災害時心のケア研修会の開催 (県・隣接市・市保健師対象)</p>	<p>1年後のこころの健康調査実施 (*3か月後の調査で要観察となつた者)</p> <p>3か月後のこころの健康調査実施 (*直後の調査で要観察となつた者)</p> <p>ここでのケア相談 (月 1 回開催)</p> <p>県公舎の集い (サロン) (月 1 回開催)・ここでのケア研修会</p>
北部保健所の対応	<p>消毒液等備蓄状況及び実施状況確認</p> <p>心のケアに関する資料提供</p> <p>健康新聞局長等の現地視察へ同行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難所支援・被災者支援 被災者のこころの健康調査実施 7/20～8/4 調査未実施者、要経過観察者のフォロー実施 	<p>ここでのケアチーム会議出席 *会議には、毎回出席</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査票・パンフレット等の必要部数を準備し、調査に使用。 (広島県災害時保健活動マニュアル) <p>ここでのケア相談</p>
県・総合精神保健福祉センターの対応		<ul style="list-style-type: none"> 防疫体制について確認の指示 (健診対策課) 保健師等の支援の有無について確認の指示 (健診対策課) 健康福祉局長等現地視察 	<p>ここでのケアチーム会議出席 *会議には、県は必要時出席、総合精神保健福祉センターは毎回出席</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査時間 調査票の検討 <p>ここでのケア相談</p>

庄原豪雨災害の対応

◇ こころの健康調査

実施期間	活用した調査票	実施世帯数(世帯)	実施者数(人數)	要観察者数(人數)
平成 22 年 7 月 20 日～8 月 4 日	①災害直後見守り必要性のチェックリスト*1) ②SQD (スクリーニング質問表) *2)	76	173	71
	①SQD (スクリーニング質問表) *2) ②IES-R (出来事体験尺度改訂版) *3)	36	71	34
平成 23 年 1 月 7 日～平成 23 年 6 月 22 日	①SQD (スクリーニング質問表) *2) ②IES-R (出来事体験尺度改訂版) *3)	12	34	19
	③2 項目追加			

*1)厚生労働省災害時地域精神保健医療活動ガイドライン *2)「災害時こころのケアハンドブック」資料編 *3)出来事体験尺度改訂版

◇ こころのケアチーム会議

開催日	参加者	協議内容	
平成 22 年 7 月から概ね月 1 回開催	①健康対策課 理士 ④庄原赤十字病院（保健師・看護師） ⑤北部こども家庭センター ⑥庄原市⑦北部保健所	②総合精神保健福祉センター所長 ③臨床心理士 ⑤北部こども家庭センター ⑥庄原市⑦北部保健所	• こころの健康調査実施状況 • 個別ケースの検討 • こころのケアチーム活動など
平成 23 年 4 月から隔月開催	* 第 2 回目までは、①～⑦、以後は、②⑥⑦		

◇ こころのケア相談:平成 22 年 9 月から開催 (平成 23 年 11 月現在) ◇県公舎の集い:平成 22 年 10 月から月 1 回開催(平成 23 年 12 月現在)

開催回数	相談件数	結果	相談内容	対象者	延べ参加者数
9(H23.2 月以降相談なし)	13	医療機関紹介 12 経過観察 12	不眠やイライラ、アルコールの問題	被災者(県公舎居住)	82

◇ こころのケア研修会

開催日	対象者	テーマ・講師	参加者数
平成 22 年 8 月 26 日	三次市・庄原市・北部保健所の保健師	テーマ:災害時のこころのケアについて	32
平成 22 年 9 月 22 日	庄原市職員、庄原市内のケアマネ及び居宅サービス担当者	講師:総合精神保健福祉センター	56
平成 23 年 2 月 4 日	被災者(県公舎の集い)にて	所長 中津 実 氏	11